

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 サイタホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 才 田 善 之  
(コード番号 1999 福証)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 梯 久 男  
(TEL 0946-22-3875)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。  
なお、改定箇所につきましては、下線で示しております。

記

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 当社の取締役は、取締役相互において、法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の取締役会において、それぞれ委嘱された職務の執行状況を報告する。
- (3) 当社の取締役は、「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス経営の強化を図る。
- (4) 当社の取締役は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、「情報資産管理規程」に基づき、当社の取締役会及びその子会社の営業会議等重要な会議の意思決定に係る情報、当社の代表取締役社長決裁の事項等を記録・保存するとともに、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (2) 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を確保する。
- (2) 当社の取締役会付議に係る重要事項については、担当部署で事前審議を行い、論点を整理したうえで取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

## 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 当社の使用人は、常に法令及び定款への職務の適合性を確認するとともに、「職務権限規程」で定める権限の範囲内において職務の執行を行う。

## 6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、子会社との緊密な連携のもと、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- (2) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役へ報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行う。
- (3) 当社の子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の担当取締役に報告し、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
- (4) 当社の子会社の取締役等は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、重要案件については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役と事前に合議を行い、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役及び使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行うこととし、当社の監査役会及び内部監査室において、子会社の内部監査を実施し、法令及び定款への適合性を監視する。

## 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役からの要請があれば、必要に応じて当該監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。

## 8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

## 9. 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、社内会議体等を通じて、その内容を監査役に報告する。
- (2) 当社の取締役は、会社経営に著しい影響を与える事態が生じた場合、速やかに監査役に報告する。
- (3) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当該子会社の会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、監査役に報告する。
- (4) 上記(1)から(3)の報告をした者に対し、「内部通報規程」で定める通報者等の保護に基づき、不利益となる取扱いを行わない。また、当該報告をしたことにより、当該報告者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。

## 10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から下記(1)から(3)の請求を受けたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明しない限り、これを拒むことはできない。

(1) 費用の前払の請求

(2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

(3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

#### **11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 当社の監査役は、独立した立場から、当社並びにその子会社の取締役等による業務が適正に確保されているかを当社の取締役会への出席等を通じて監査する。

(2) 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもつ。

(3) 当社の取締役は、監査役の職務の適切な執行のため、当該監査役との意思疎通、情報収集・交換が行えるように協力する。

(4) 当社の取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

(5) 当社の取締役は、監査役の職務遂行にあたり、当該監査役が必要と認めた場合、弁護士や会計監査人等との連携を図れる環境を整備する。

以 上